

令和 5 年 3 月 28 日

第 20 回

出水市農業委員会定例総会議事録

出水市農業委員会

招集日時及び場所

日時 令和5年3月28日
午後1時30分～午後3時50分
場所 出水市役所本庁 1階多目的ホール

出欠委員

(1) 出席委員

農業委員

会長 横峯 均

1番	大城 勝司	7番	山口 安任	13番	犬童 正成
2番	樋口 修	8番	小倉 幸夫	14番	田下 勉
3番	福本 悟	9番	尾道 睦雄		
4番	松元 浩文	10番	大塚 雄二	16番	久野 敏朗
5番	大久保 友恵	11番	松元 重忠	17番	外園 優
6番	井町 和夫	12番	花園 ハルエ	18番	澤田 泰之

農地利用最適化推進委員

20番	時吉 大喜	25番	岩元 慎太郎	29番	吉田 直
21番	田中 智彰	26番	内木場 義友	30番	山口 廣喜
22番	中谷 國三	27番	武宮 豊	31番	坂元 敦信
23番	澤田 みね子	28番	外 雅夫		
24番	三原 仁				

(2) 欠席委員

農業委員

15番 福山 勝也

農地利用最適化推進委員

32番 花田 初男

その他出席者

戸崎、浦崎、倉本、大島

会議に付した事件

議案第 1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2号	農用地利用集積計画について
議案第 3号	農地中間管理権の取得について
議案第 4号	農用地利用配分計画について
議案第 5号	農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について
議案第 6号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 7号	非農地判断について
議案第 8号	出水市空き家に付属した農地の別段面積取扱要綱の廃止について
議案第 9号	出水市農業委員会職員の任命について

議長 皆さんこんにちは。先ほど会長のほうから説明がありましたとおり、今回まで、私の議事で進めさせていただきたいと思います。ただいまから第20回出水市農業委員会定例総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は18名で定足数に達しております。なお、15番〇〇委員から欠席届が提出されております。また、推進委員の出席は12名で、32番〇〇委員から欠席届が提出されております。会議録署名委員を指名いたします。3番〇〇委員と、7番〇〇〇〇委員を指名いたします。

日程4 会期は本日1日限りといたしますがよろしいでしょうか。

（「異議なし。」と言う者あり。）

会期は本日1日限りといたします。

日程5 諸般の報告

総会後の業務報告等（職務代理報告、省略）

合意解約等の報告（事務局報告、省略）

農業用施設に供する場合の届出（2a未満）について（事務局報告、省略）

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは事務局及び調査員の説明をお願いします。

事務局 （資料に基づき説明）

議長 ありがとうございます。12番〇〇委員、調査結果の報告をお願いいたします。

12番 12番〇〇です。3月23日、〇〇委員、〇〇推進委員、私、事務局職員で調査審議した結果を報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、6ページの所有権移転第3-1項から、第3-4項までを報告いたします。

所有権移転、第3-1項です。位置図は、9ページの左側を御覧ください。

申請地は、下平野公民館から西へ100メートルほど行ったところにあります。許可後は野菜を耕作されるとのことでした。申請人との関係は親戚です。

申請地は、道路から少し上ったところにありましたが、この2、3年は放置されていたようで、荒れた雑草と竹に覆われ、後ろのほうは山でした。日当たりもあんまりいいと思えませんでしたけれども、その横の隣接する〇〇〇番の畑はきちんと耕されていたので、多分草払いをして耕運機が入れば、元の畑に戻るのではないかと思われました。

続きまして、第3-2項です。位置図は同じく9ページの右側を御覧ください。申請地は青椎公民館から北へ250メートルほど行ったところにあります。許可後は、野菜と梅を耕作されるとのことでした。申請人との関係は姉になります。申請地の〇〇〇〇番の田、302㎡はきちんと耕され、いつでも野菜が植えられる状態でした。〇〇〇〇番の田、950㎡は位置図でも分かるように道路に沿って細長く梅が植えられ、かなりがけになっていたので、収穫するときは大変だろうと想像されました。

次に第3-3項です。位置図は10ページを御覧ください。

申請地は、さぎやな公民館の南側約50メートル及び西側250メートルの2か所です。

許可後は、水稲、野菜を耕作されるとのことで、申請人との関係はおいに当たります。申請地は、〇〇〇〇番の田、1, 981㎡が水稲をつくって、〇〇〇〇番〇と〇〇〇〇番の畑、合わせて1, 259㎡は野菜を植えるとのことです。いずれの申請地も雑草がきちんと刈られて管理が行き届いていました。このあたりは鹿が多いみたいで、鹿よけロープが張りめぐらされて、思わず大変だろなうなっているのが感想でした。

次に、第3-4項です。位置図は、11ページの左側を御覧ください。

申請地は、ヤマダ電機から東へ約500メートルのところ、西回り自動車道の北側になります。許可後は水稲を耕作されるとのことで、現在も借受けて耕作中です。申請人との関係は他人です。申請地はきちんと耕作され、何ら問題はありませんでした。

以上、所有権移転第3-1項から第3-4項は、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、4番〇〇〇〇委員調査結果の報告をお願いいたします。

4番〇〇です。調査日時につきましては、先ほど〇〇委員からありましたので省略させていただきます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転第3-5から3-8、並びに、賃借権設定、第3-101項まで報告いたします。調査の結果は全件報告後に行います。

6ページから7ページをお開きください。

第3-5、位置図は11ページの右側を御覧ください。

申請地は、出水医療センターから西へ800メートルほどのところにありました。許可後は、水稲を耕作されるということでございました。申請人との関係は兄でございました。申請地は耕うんしてありきれいでございました。

続きまして7ページ、3-6、所有権移転、位置図は12ページ左側を御覧ください。

申請地は、鶴寿園から南へ50メートルと、250メートルほど行ったところにありました。許可後は水稲を耕作されるとのことでございました。申請人との関係は、知人でございます。ここもですね申請地は現在耕うんしてあり、きれいに管理されておりました。現在、受け人のほうが管理されているということでございました。

続きまして7ページ、第3-7、位置図は12ページ右側を御覧ください。

申請地は、出水市役所から北へ400メートルほど行ったところでございます。申請地は338㎡ということで、周りがかかり住宅があったところでございます。許可後は水稲を作付けされるということであります。申請人との関係は他人でございます。

続きまして3-8、所有権移転の無償でございますが、これにつきましては先ほど事務局からありましたように親子間の贈与のため現地調査は行わず、事務局の報告により協議いたしました。

続きまして8ページ、賃借権設定第3-101、賃借権の設定で位置図は14ページ右側を御覧ください。

申請地は、ふくのえこども園から南に300メートルほど行ったところでございます。許可後は水稲を栽培されるということでございます。申請人との関係は知人でございます。賃借権ということで5年間の賃借権を結んで現在も受人の方が耕作されているということでご

ございました。

以上所有権移転、第3-5から第3-8項並びに賃借権設定第3-101項は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため許可相当と判断しました。以上です。

議長 ありがとうございます。

事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。

御意見御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

議長 ないようでしたら調査員の報告では全件許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 では、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、全件許可することと決定いたします。

議長 議案第2号の農用地利用集積計画についてと議案第3号農地中間管理権の取得について、議案第4号農用地利用配分計画についてを一括して議題といたします。始めに議事参与の制限に該当する委員さんがいらっしゃいますので、8番〇〇委員、13番〇〇委員、16番〇〇委員、20番〇〇推進委員、25番〇〇推進委員の退席をお願いいたします。

(8番〇〇委員、13番〇〇委員、16番〇〇委員、20番〇〇推進委員、25番〇〇推進委員退室)

議長 では、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (資料に基づき説明)

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。

12番〇〇委員審議結果の報告をお願いします。

12番 12番〇〇です。3月23日、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇推進委員、私、それと、事務局職員で審議した結果を報告いたします。

議案第2号、農用地利用集積計画について、ただいま事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断いたしました。以上です。

議長 ありがとうございます。事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

議長 なければ調査員の報告どおり適当と決定してもよろしいですか。

(「はい」の声)

議長 では調査員の報告どおり、適当と決定します。入室をお願いします。

(8番〇〇委員、13番〇〇委員、16番〇〇委員、20番〇〇推進委員、25番〇〇推進委員入室)

議長 議事参与の制限案件が終わりましたので、引き続き事務局の説明をお願いします。

事務局 (資料に基づき説明)

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。〇〇〇〇委員審議結果の報告をお願いします。

4 番 4 番〇〇です。調査日時につきましては、〇〇委員よりありましたので、省略をさせていただきます。

ただいま事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条 3 項の要件を満たしておりますので、適当と判断しました。以上です。

議長 ありがとうございます。事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

議長 ないようでしたら調査員の報告では、全件適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 ありがとうございます。それでは議案第 2 号農地利用集積計画について、議案第 3 号農地中間管理権の取得について、及び議案第 4 号農地利用配分計画については全件適当と決定いたします。

議長 次に議案第 5 号、農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に関わる意見についてを議題といたします。

第 1 項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第 5 号 除外第 1 項について総会資料により説明)

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。

〇〇委員報告をお願いいたします。

6 番 はい、6 番〇〇です。3 月 24 日、〇〇委員、〇〇推進委員と事務局職員と調査した結果を報告いたします。

議案第 5 号農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について、除外、第 1 項です。地籍図は 90 ページの左を御覧ください。

申請地は西出水町、コスモス西出水店から南へ 300 m ほどに位置して、現在は不耕作の畑になっております。申請面積は特定建築条件付土地 6 区画分の敷地面積として、1,925 m²であり、妥当だと思われます。造成については 50 cm ほど盛り土をして、土砂が流出ないように、ブロック三段を積む予定と言われております。

申請地の〇〇〇〇の畑と、〇〇〇〇の畑の上のほうにはですね、道路が通っておりまして、この前までは砂利道だったそうですが、現在はアスファルト舗装になっております。アスファルト舗装との間に側溝がなく、隣の〇〇〇-〇の宅地までは側溝が出来ておりました。その続きに側溝を設置されるということでございました。また道路の下の方に畑かんが通っておりまして、畑かんのほうは撤去されるということでございます。

生活雑排水は合併浄化槽へ、雨水は新設する側溝に流すということでございました。農用地区域の外周部に接しており周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題なく、転用許可が見込まれると思われますので、農用地区域用途区分変更要件を満たしていますので、やむを得ないと判断いたしました。以上です。

議長 ありがとうございます。

では続きまして第 2 項について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 説明の前に、資料の訂正をお願いします。申請理由に、事務所及び店舗と記入してありますが、事務所及び倉庫に訂正をお願いいたします。

(除外第2項について総会資料により説明)

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いします。

16番 はい16番〇〇です。除外、第2項です。

調査日等は、先ほど〇〇委員から説明がありましたので省略をします。位置図が90ページの右側になります。

申請地は大野原町、スーパーマルナカから、南へ350mほどに位置した不耕作の畑でした。申請面積は会社事務所及び倉庫を建築する面積で、326㎡であり妥当だと思われま。建物、ユニットハウスを2棟、それに事務所を建てるというようなことでした。

造成につきましては現状のまま利用して、土砂等が流出しないようブロックを積む予定ということです。生活雑排水は合併浄化槽、雨水につきましては道路側溝へ流すとのことでした。農用地区域の外周部に接しており、周辺農地への影響はないと思われま。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題なく、転用許可が見込まれると思われまので、農用地区域用途区分変更要件を満たしていますので、やむを得ないと判断いたしました。

議長 ありがとうございます。続いて第3項について事務局の説明をお願いします。

事務局 (除外第3項について総会資料により説明)

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いします。

1番 1番〇〇です。

3月24日、〇〇委員と〇〇推進委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。

地図は、91ページの左を御覧ください。

申請地は、野田町下名の野田女子高校から北東へ250mほどに位置し、不耕作の田になります。申請面積は、一般住宅1棟を建設する敷地面積として、一体利用地を含め498㎡であり、妥当であると思われま。

造成については、40cm程度盛土をし、土砂が流出しないようにブロック塀を設置する予定です。生活雑排水は下水道、雨水については道路側溝へと流すとのことでした。隣の畑〇〇〇〇の畑は親子間ということで、その敷地内を歩いて行くということでした。その左の農地ですね、〇〇〇〇-〇とか、〇〇〇〇-〇とかの畑には、申請地下側に自分たちも利用する6m程の通路を作りそこを歩いていくので問題ないということでした。農用地区域の外周部に接しており、周辺農地への影響はないと思われま。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題なく、転用許可が見込まれると思われまので、農用地区域用途区分変更要件を満たしていますので、やむを得ないと判断いたしました。

議長 ありがとうございます。

続きまして第4項について事務局の説明をお願いします。

事務局 (除外第4項について総会資料により説明)

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いいたします。

2番 はい、2番〇〇です。調査日、調査員等は〇〇委員が発表したもので省略いたします。

議案第5号、農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について、第4項です。

申請地は野田町下名、西回り自動車道路野田インターチェンジの横に位置し、現在は不耕作の畑です。地籍図は91ページ右です。

この土地は、高速道路の残地として残っているところでありまして、申請面積は、マルイの鶏運搬用コンテナを置く場所の敷地面積として683㎡であり妥当あると思われま。また、マルイの工場に近くて立地条件がいいのでここを選んだということでもありました。

造成については、50cm程度盛土をし、防護柵を設置する予定です。また、砂利敷きとし、道路と同じ高さにするそうです。雨水は、高速道路横の水路へ流すとのことでした。

農用地区域の外周部に接しており、周辺農場への影響はないと思われま。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題なく、転用許可が見込まれると思われまので、農用地区域用途区分変更要件を満たしていますので、やむを得ないと判断いたしました。以上です。

議長 ありがとうございます。事務局、調査員の報告が終わりました。

御意見御質問をお受けいたします。

〇〇委員。

19番 19番〇〇です。説明はあったのですけれども、第3項ですね。

一般住宅を建設するというので、道路をつくるというような説明もあったわけですけれども、持分については決定しているのですか。

事務局 まず、先ほど説明しましたが道路から入る〇〇〇〇-〇については、一部通路として所有権移転があります。〇〇〇〇の奥の畑については、申請人、娘さんの旦那さんが家をつくるので申請人の名義に変える。通路については、親子なので持分の移転はなく、通行許可ということで申請があります。以上です。

議長 ありがとうございます。ほかに御質問御意見ありませんか。

〇〇委員。

6番 6番〇〇です。

第4項、〇〇〇〇〇〇の野田町下名の申請地のところですが。出入口はどこになりますか。ここは、高速を降りたすぐのところでは交通量が多いものから、教えていただきたいと思ひます。

議長 〇〇委員お願いします。

2番 2番〇〇です。地籍図の十文字のところが入りになるそうです。

議長 〇〇委員。

6番 〇〇〇〇〇〇ですと、いつも4トン車が入りするので少し気になったものから。

議長 〇〇委員お願いします。

説明では、手前は道路より低いのでかさ上げして、奥のほうが高いので大体同じ高さに造成して、砕石を敷いてコンテナを置くということでした。

6番 分かりました。ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

(「なし」の声)

議長 ないようです。調査員の報告では、やむを得ないと報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは議案第5号、農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に関わる意見については、やむを得ないと決定いたします。

議長 続きまして、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。第3-1項について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (議案第6号、第3-1項について総会資料により説明)

議長 ありがとうございます。

〇〇委員、調査の報告をお願いします。

6番 はい、6番〇〇です。調査日時等は省略いたします。

第3-1項については89ページ農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について、第1項で説明しましたので省略いたします。

審議の結果許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 ありがとうございます。

続いて、第3-2項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第3-2項について総会資料により説明)

議長 ありがとうございます。では〇〇委員、調査の報告をお願いします。

16番 はい、16番〇〇です。

第3-2項については、89ページの農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について、第2項で内容の説明を行いましたので、省略いたします。

審議の結果許可相当と判断しました。

議長 ありがとうございます。

続いて、第3-3項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第3-3項について総会資料により説明)

議長 ありがとうございます。〇〇委員、調査の報告をお願いします。

2番 はい、2番〇〇です。調査日等については省略いたします。

第3-3項については、89ページの農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について、第4項で内容の説明を行いましたので、省略いたします。

審議の結果、許可相当と判断しました。

議長 ありがとうございます。

では続きまして、第3-4項について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (第3-4項について総会資料により説明)

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いします

2番 はい、2番〇〇です。

申請地は、緑町ハローワーク出水から南へ80m程に位置し、現在不耕作の畑です。地籍図は98ページ右側です。

申請面積は、宅地分譲地2区画分の敷地面積として493㎡であり、妥当と思われます。造成については、50cmから1m程度の盛土を行い、隣接境界には既にブロック塀が設置してあります。生活雑排水は下水道、雨水については道路側溝へ流すということです。

周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして第3－5項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第3－5項について総会資料により説明)

議長 ありがとうございます事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いします。

6番 はい、6番〇〇です。調査日等は先ほど報告しましたので省略いたします。

99ページを御覧ください。左側の地籍図を御覧ください。

申請地は西出水町の出水中央高校から北へ200mほどに位置し、現在は不耕作の畑でございます。申請面積は、貸家1棟を建築する敷地面積として、421㎡であり妥当であると思われます。

造成については、現状のまま利用して隣接地境界には新たにブロック塀を設置する予定と言われます。生活雑排水と雨水については、申請地の北側道路に下水道と側溝がありましたのでそこに流されるそうです。

周辺農地への影響はないと思われますので、調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして第3－6項について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (第3－6項について総会資料により説明)

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、報告をお願いします。

6番 はい、6番、〇〇です。調査日等は省略いたします。

申請地は、99ページの右側の地籍図を御覧ください。申請地は上鯖淵、東出水小学校から南へ350mほどに位置し、現在は不耕作の畑です。申請面積は、資材置場として利用する敷地面積として1,411㎡であり妥当だと思われます。

造成については現状のまま利用し、隣接の境界には新たに土側溝を設置する予定です。雨水については、申請地南側の道路に側溝がありましたので、そこに流されるそうです。周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題ないので、許可相当と判断いたしました。

以上です。

議長 ありがとうございます。続きまして第3－7項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第3－7項について総会資料により説明)

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。

では〇〇委員、調査の報告をお願いします。

16番 はい、16番〇〇です。

申請地は、境町の野間ノ関から北へ150mほどのところで、現在は不耕作の畑でした。地籍図を見ていただきますと、100ページの左側になります。申請面積は、先ほどもありましたが、536㎡ですが、住宅部分が496㎡と細長いところが通路部分で40㎡であるということで、問題はないと思われます。

造成につきましては現状のまま利用して、隣接境界には新たなブロック塀を設置する予定というようなことです。生活雑排水は下水道、雨水につきましては、道路側溝へ流すということです。周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題がないので、許可相当と判断しました。

議長 ありがとうございます。続きまして第3－8項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第3－8項について総会資料により説明)

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。

では〇〇委員、調査の報告をお願いします。

16番 はい、16番〇〇です。

申請地は、平和町スーパーよしだ鹿島店の西側に位置して、現在は不耕作の畑でした。地籍図が100ページの右側になります。

申請面積は、一般住宅1棟を建設する敷地面積として348㎡であり、妥当だと思われます。この地籍図の中で、斜線部分の右側に排水路が通っているのですが、危険防止のためのフェンスが設置されてありました。これがこの敷地内に入り込んでおり、その場で聞きますと、下水道課のほうで設置場所を間違っているということで、工事をやり直すと言われておりましたので、きちんとやり直しをしていただければ、この敷地内で問題はないというようなことです。

造成につきましては、50cm程度盛土をして、土砂が流出しないように隣接境界には、新たなブロック等を積むというようなことです。生活雑排水は下水道、雨水については水路へ流すということです。周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 ありがとうございます。続きまして第3－9項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第3－9項について総会資料により説明)

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いいたします。

6番 はい、6番〇〇です。第3－9項です。

101ページを御覧ください。左側の地籍図を御覧ください。

申請地は、美原町の朝熊自治公民館から北へ50mほどに位置し、現在は不耕作の畑でございました。申請面積は農家住宅1棟を建築する敷地面積として、一体利用地宅地一筆199.62㎡を含め、710.62㎡であり、妥当と思われます。造成については50cm程度盛土をして、土砂が流れないように、隣接地境界には新たにブロックを積む予定であります。

生活雑排水については合併浄化槽、雨水については申請地北側の道路側溝へ流すということでした。周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 ありがとうございます。

次に、第3－10項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第3－10項について総会資料により説明)

議長 ありがとうございます、事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いします。

2番 はい、2番〇〇です。

第3-10項、申請地は、高尾野町唐笠木、高尾野南方神社から東へ450mに位置し、現在不耕作の畑です。地籍図は101ページの右側です。

申請面積は、二世帯住宅1棟を建築する敷地面積として、728㎡であり、妥当と思われます。造成については、20cm程度の盛土を行い、隣接地境界にはブロックを設置されるそうです。土地改良の立上げ管がありますが、移設するというので協議済みだそうです。生活雑排水は下水道、雨水については道路側溝へ流すとのことでした。

周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 ありがとうございます。

続いて、第3-11項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第3-11項について総会資料により説明)

議長 ありがとうございます。では、〇〇委員調査の報告をお願いします。

1番 1番、〇〇です。

第3-11項については、89ページの農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について、第3項で説明しましたので省略します。許可相当と判断しました。

議長 ありがとうございます。では続いて第3-12項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第3-12項について総会資料により説明)

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。

では〇〇委員、調査の報告をお願いします。

16番 はい、16番〇〇です。

第3-12項、申請地は、境町、切通小学校から南へ300mほどのところにありまして、現在は不耕作の畑でした。地籍図、102ページの右側になります。

申請場所は、駐車場にする敷地面積として、586㎡であり、妥当だと思います。また造成につきましても、現状のまま使うということで、既に駐車場として利用されておりました。説明にもありましたように、始末書を添付しての申請というようなことです。雨水については、現状のまま地下浸透させるとのことです。

周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と、転用目的に問題がないので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 ありがとうございます。続きまして第3-13項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第3-13項について総会資料により説明)

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いします。

1番 1番、〇〇です。

申請地は、野田町上名リサイクルセンターエコリア北薩の向かい側に位置し、現在は不耕作の畑です。ページは103ページの左側を御覧ください。

申請面積は駐車場、工場、倉庫及び公園を整備する敷地面積として、一体利用地として、雑種地6筆、7,192.97㎡、宅地1筆18.55㎡、公衆用道路3筆148㎡を含め、合計14,350.51㎡になっています。

造成については、駐車場部分は1m程度盛土をして利用し、公園部分は現状のまま利用す

る予定です。また、駐車場部分には既に砂が搬入されており、始末書が添付されております。生活雑排水は合併浄化槽、雨水は道路側溝を利用されます。周辺農地への影響はないと思われれます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 ありがとうございます。

非常に案件が多かったわけですが、事務局、調査員の報告が終わりました。御意見御質問をお受けいたします。はい、〇〇委員。

10番 〇〇です。第3－9項ですね、農家住宅1棟と書いてありますけれども、一般住宅との違いというのをちょっと教えていただきたいなと思います。

事務局 一般住宅の場合は、先ほどもありましたが500㎡までしか転用ができない。しかしこの申請者は、ミカン農家の農業専従で農業倉庫もいるということで、農家住宅ということになりますと、面積が1,000㎡までは転用できるということになります。大型機械の駐車場や農業倉庫を住宅以外に作らないといけなから、転用面積としてそれだけ増えるということになります。今回も700㎡を超えるという面積になるということ。主に農業をされている方が家をつくるときに、どうしても付随する倉庫、駐車場等を作る場合には、500㎡では足りないということから、1,000㎡まで転用できる。よって転用される方が、会社員の方か、農家の方かによって、許可面積の上限も変わるということになっております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。はい、〇〇委員。

19番 これは、〇〇さんにお聞きしたいのですが、建築条件付土地ということで〇〇〇〇〇〇〇〇が広い面積の中で、住宅を作って販売するという目的で、1,900㎡余りの面積を転用するのですが、この期間は、何年ぐらいしたら解除されるのでしょうか。そして、第3－4項では、同じ〇〇〇〇〇〇〇〇で農地の販売をするという事業展開をされているのですが、そこらあたりについて何かありましたらお願いします。

事務局 はい、それではお答えいたします。まず、家を建てずに宅地として宅地分譲ができるのは、第3種農地内に限るって条件があります。

それ以外の第1種農地、第2種農地につきましては、宅地分譲という土地だけ販売することができない。建築条件付ということで、土地を買う方が既に決まっている建築業者をお願いして建てることです。今回であれば、この〇〇〇〇〇〇〇〇が家を建てることで指定をして建築にかかると思います。

先月出てまいりましたが、建築条件付で中央町のところに作ってあったのが、どうしてもその家をつくる方が、指定した建築会社では嫌だということで、建築条件付から、一般住宅ということで事業計画変更申請が上がってきたと思います。ここ最近2件ぐらい上がってきたと思います。そういう意味で最長でも、3年以内には全てを終わらすということで契約につきましては、1年以内にそれぞれ契約をして家が建ち終わるのが、3年程度ということで、県のほうが認めておるようでございます。以上です。

議長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

(「なし」の声)

ないようです。調査員の報告では、全件許可相当と報告されましたが、そのように決定し

てよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは議案第6号、農地法第5条の許可申請につきましては、全件許可相当と決定いたします。

議長 議案第7号、非農地判断についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第7号、非農地判断について、第3-1項について説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いいたします。

2番 はい、2番〇〇です。議案第7号、非農地判断について第3-1項、申請地は、上鯖浜松尾自治公民館から北へ120mに位置し不耕作の畑です。地籍図は、107ページ左です。進入路もなく、航空写真で判断いたしました。現場は山林化しており、周囲の状況から見ても、申請どおりの年月を経過していると思われ農地への復元は困難な状態です。審議した結果、非農地としての承認要件を満たしますので承認と判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、第3-2項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第3-2項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いします。

1番 1番〇〇です。申請地は、高尾野町江内、ローソン餅井店から北へ300mに位置し、不耕作の畑です。地図は107ページの右を御覧ください。

申請地には直接行けなかったため、途中まで行けるところまで行きました。向かう途中もすべて藪の状態になっていて、入れる状態ではなかったため、航空写真を見て確認しました。

申請地周辺も、山の状態になっていて、農地への復元は困難な状態でした。

調査の結果、非農地として承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 続きまして、第3-3項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第3-3項について総会資料により説明)

議長 〇〇委員、調査の報告をお願いいたします。

1番 1番〇〇です。申請地の地図は108ページ左を御覧ください。

申請地は高尾野町下高尾野、石坂分署から西へ400mほどに位置した不耕作の畑です。この畑も山林化している状態で、申請地に行く道路もないという状態でした。現地では申請地を下から見上げた状況と航空写真で確認しました。周囲の状況から見ても、申請どおりの年月を経過していると思われ農地への復元は困難な状態です。

調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 続きまして、第3-4項について事務局の説明をお願いします。

事務局 (第3-4項について総会資料により説明)

議長 〇〇委員、調査の報告をお願いいたします。

6番 はい、6番〇〇です。第3-4項非農地判断について、申請地図は108ページ右を御覧ください。

西出水町の出水中央高校東側に位置し、不耕作の農地でございます。申請地図、左側の台形みたいのところですが、そこは既に、アスファルトの駐車場及びフェンスが設置されておりました。それと右側の宅地の下のほうの畑の部分については、フェンスで仕切られている状況でございました。

周囲の状況から見ても申請どおり年月が経過していると思われ、農地への復元は困難な状態でありました。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断いたしました。以上です。

議長 続きまして第3－5項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第3－5項について総会資料により説明)

議長 ○○委員、調査の報告をお願いします。

2番 はい、2番○○です。第3－5項について、申請地は、高尾野町江内、小島自治公民館から南へ150mに位置し、不耕作の畑でした。地籍図は、109ページ左になります。

現場は、申請地一部に住宅が建築されており、周囲の状況から見て申請どおりの年月を経過していると思われました。農地への復元は困難な状態でありました。

調査審議した結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、第3－6項について事務局の説明をお願いします。

事務局 (第3－6項について総会資料により説明)

議長 ○○委員、調査の報告をお願いします。

16番 はい、16番○○です。第3－6項。申請地は境町、切通小学校から北へ450mほどのところでした。不耕作の農地です。位置図は109ページの右側になります。

申請地には、既に倉庫が建った状態でありまして、位置図の斜線部分全体がセメントで床を固めてありました。柱は電柱等で頑丈につくられた状態でした。周囲の状況から見て申請どおりの年月が経過していると思われ、農地への復元は困難だと思えます。

調査の結果、非農地としての承認要件を満たしておりますので、承認と判断しました。以上です。

議長 続きまして第3－7項について事務局の説明をお願いします。

事務局 (第3－7項について総会資料により説明)

議長 ○○委員、調査の報告をお願いします。

16番 はい、16番○○です。第3－7項、申請地は高尾野町柴引の旧平八重自治公民館付近に位置するところで、不耕作の農地です。位置図が110ページになります。

申請地は2か所ほどに分かれているのですが、場所は、もう既に山林化しておりまして、調査委員全員が行けるような状態じゃないというようなことで、担当者が行かれて写真等を撮ってきてもらいましたが、大きな木が植わっている状態でありました。また航空写真等を見て判断をさせていただきました。周囲の状況から見て申請どおりの年月は経過していると思われ、農地への復元は困難だと思えます。

審議の結果、非農地としての承認要件を満たしておりますので、承認と判断しました。以上です。

議長 では続きまして第3－8項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第3－8項について総会資料により説明)

議長 ○○委員、調査の報告をお願いします。

1 番 1 番○○です。申請地は高尾野町大久保、御岳自治公民館から南へ200mに位置し、不耕作の畑です。

申請地には入れる状況じゃなかったので写真等で確認しました。申請地は、竹林になっている状態で、周囲も荒地の状態になっていました。周囲の状況から見て申請どおりの年月が経過していると思われ、農地への復元は困難な状態です。

調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 ありがとうございます。

続きまして第3－9項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第3－9項について総会資料により説明)

議長 ○○委員、調査の報告をお願いいたします。

6 番 はい、6番○○です。地籍図は、111ページの右側を御覧ください。

申請地は上大川内、大川内小学校から北へ800m程に位置し、不耕作の田です。

現場には車で行けず、事務局が現場の近くに行き、状況の聞き取りや航空写真等で確認しました。現場は山林化しており周囲の状況から見ても、申請どおりの年月は経過していると思われ、農地への復元は困難な状態でございます。

調査審議した結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断いたしました。以上です。

議長 ありがとうございます。事務局、調査員の報告が終わりました。

御意見御質問をお受けいたします。

1 4 番 議案第7号、第3－9項の備考に平成元年1月5日に山林化したと日にちまで記入されています。日にちまではっきり記載されている根拠は何か、教えてほしいです。

議長 事務局をお願いします。

事務局 はい、事務局にも、何か根拠と言われましても特にありません。申請者が、申請書を出されるときに、自ら書いた日付ですので、そのまま転記しているということです。事務局でも、一応確認しましたら、この日ですと記入されましたので、はいと受け付けました。以上です。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声)

議長 ないようです。調査員の報告では全件承認と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは議案第7号、非農地判断については、全件承認と決定いたします。

議長 では続きまして、追加議案としまして、議案第8号出水市空家に付属した農地の別段面積取扱い要綱の廃止についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 説明申し上げます。追加議案になります。

先月ですね、農地法第3条の改正に伴いまして、下限面積の廃止ということで、出水市農業委員会で決めました30アールと、それともう一つ、空き家に付属した農地の指定についての、1㎡について、こちらのほうを一応先月の総会において承認をいただいたところです。

それにつきまして現在公告の準備をいたしております。適用が本年4月1日からということで、公告の準備をしておりますが、それに伴いまして、要綱等もですね策定しまして、これにつきまして、最初は令和2年の1月の総会において、承認決定いただき、令和2年の2月1日に、この要綱の告示を行っております。さらに、改正ということで、令和3年1月の、これも総会の案件ということで、決定をいただいて、令和3年の2月1日に告示を行っております。

そういうことで、今回ですね別段面積の廃止ということに伴いまして、要綱もですね、廃止しなければいけないということで、今回お出ししたところです。参考に現在の要綱を資料としておつけしてあります。以上です。

議長 ありがとうございます。
何か御質問がございませんか。
なければ承認ということでよろしいでしょうか。
(「はい」の声)

議長 はい、ありがとうございます。それでは要綱の廃止の告示をいたしまして、令和5年4月1日から施行するということになります。

議長 続きまして議案第9号、農業委員会職員の任命についてを議題といたします。

長年、農業委員会には、事務局長含めて5名の方々が、職務に当たっていらっしゃるわけですが、昨年から1名減の状態でした。ようやく、4月1日付けで、元の職員数に戻り、新しい4月1日から業務がスムーズにいくんじゃないかなあと思いますので、局長、ちょっと紹介してください。

事務局長 それでは、4月1日付けということで異動の内示がございましたので議案にかけさせていただきます。現在ですね、文化スポーツ課のほうに配属をされております〇〇〇さんです。年齢とか住所は、議案のとおりとなります。

説明は以上ですが、参考といたしまして、以前、新規採用のときに、農業委員会のほうに、2年ほど在籍していただいておりますので、業務のほうも4月からスムーズにさせていただけるのではないかなと、大変期待をしているところです。農政課の経験もあるということですので、なお一層業務のほうが進んでいくのかなということで考えております。

以上です。

議長 ということでございました。何かこの件について、皆様から御質問等がございませんでしょうか。

なければ職員の任命について御同意願えますでしょうか。

(「はい」の声)

議長 はい、ありがとうございます。
それでは職員の任命について同意といたします。

議長 その他について、事務局から何かございませんか。

(その他)

○ホームページ掲載内容の修正について(事務局説明 省略)

○農地等の利用の最適化推進に関する指針(案)について(事務局説明 省略)

- 令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）について（事務局説明 省略）
- 組織改編に伴う事務局の執務室の移動について（事務局説明 省略）
- 不在連絡票の活用について（事務局説明 省略）

議長

ありがとうございました。以上で第20回出水市農業委員会定例総会を閉会いたします。
長時間にわたり御苦労さまでした。

出水市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

会 長

印

番

印

番

印